

御嵩町空家等及び所有者不明土地等対策計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

- 1 実施期間 令和5年2月16日（木）～ 令和5年3月7日（火）
- 2 意見提出件数 1件
- 3 提出された意見と町の考え方

該当箇所	寄せられたご意見（要約）	町の考え方
P13 22行目	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第7条第1項の規定による協議会を何故設置しないのか。</p> <p>空家等適正管理審議会の所掌事務は、特措法第13条第3項の規定による命令と特定空家等の適正管理のこの二つのみで、特措法でいう空家等の適正管理所掌事務ではない。特措法では『空家等』と『特定空家等』は別で定義されている。審議会は特定空家等をどのようにするのかを審議するのみで、地域住民を巻き込んだ具体的な方策を協議できる協議会を作った方がよい。</p>	<p>御嵩町では、空家等適正管理審議会（以下「審議会」という。）を設置しており、その構成員は、住民代表、弁護士、建築士、防災士（大学の非常勤講師）、警察職員、消防職員としています。</p> <p>国の『空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「指針」という。）』一2(2)で示されている協議会の組織においても同様の構成員を想定しています。</p> <p>これらを踏まえ、審議会が協議会の所掌事務である計画の変更などに対応する事は十分可能であると考えていますので、協議会の設置はしておりません。</p> <p>なお、審議会は、特定空家等の審議を行う機関として『御嵩町空家等適正管理審議会設置条例』で位置付けており、空家等に関しては、指針の改正により幅広く特定空家等に該当するものと判断して対応が可能になりましたので、住民の生命、身体、財産を保護する上で支障となる場合は、特定空家等として審議会に諮って対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>
P19 4行目 21行目	<p>令和9年度の数値目標をどのように決めたか。毎年の年度ごとの数値はないか。令和4年度に調査した結果、実現できる目標を設定したのか。目標値の具体的な根拠を示していただきたい。</p> <p>進行管理は、年度ごとに実施する具体的な施策が示されていない。</p> <p>何故5年先の目標に向けて各年度の遂行計画を作られないか。</p>	<p>空家等は、法律などの整備により、解消に向けた一定の効果が表れ、増加率は縮小傾向にあるものの、高齢化などの理由により今後も増加していくことが予想されています。</p> <p>御嵩町では、平成25年度に実施した調査から令和4年度に実施した調査までの間、約10年間で76戸の空家等が増加したことが判明し、単純計算で1年当たり約8件の空家等が増加していることが明らかになりました。また、全国的にも、年間の空家等の除却件数に対して新規建築数が約倍増という状況が明らかになっています。</p> <p>これらの状況を鑑みるとともに、国の目標設定も年度ごとの短期的な目標ではなく、中長期的な視点で目標を設定していることから、令和4年度に実施した現地調査を踏まえ、実現可能な目標としました。</p> <p>特措法や指針で明記されているほか、本計画の基本的な方針でも示していますが、空家等の管理は、所有者等による管理が原則であります。</p> <p>基本的には、御嵩町の取組として適正管理に係る啓発による所有者等の意識の醸成、理解促進を継続的に行うことを第一に考えておりますが、特定空家等や空家等の中でも特定空家等と同等に扱う必要があるものについては、積極的な措置を検討していくこととしております。</p> <p>空家等の状況に応じ適切に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>